

3. 本 会 の 概 要

3-1 設 立 趣 旨

化石燃料の枯渇をほぼ半世紀の後に控え、この予想にもとづく経済効果はすでに種々の形で現れているといわれます。また、化石燃料の燃焼による汚染で地球は人間の住める天体としての条件を失ないつつあることは周知のとおりであります。

かくて、石油経済の黄金時代は倫安の夢と過ぎ去り、クリーンエネルギーをシステムとして、系統的かつ総合的にもくろむことは、わが国のように人口密度が大きく、高度の工業国にとっては、まさに、その存否をかける大問題となつてまいりました。

このような状況のもとで、われわれは1次エネルギーを、例えば太陽と核などに求め、2次エネルギーを電力と水素で支える理想的なクリーンエネルギーシステムをわが国の社会、風土に適した形で確立できるように調査し、研究することは急務であると考えます。

また、水素エネルギーシステムに適合した工学や工業の学理と技術についての研究をはかるとともに、これらの重要性について一般の認識を深めつつ、各界に、問題解決についての協力を強く訴えたいと思います。

エネルギー問題やその関連分野に関心をもたれる総ての方々が、この趣旨に賛同され、ご協力下さらんことを心から希望してやみません。

昭和48年7月17日

発 起 人 一 同

3-2 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、水素エネルギーシステム研究会と称する。
- 第 2 条 本会は、水素エネルギーシステムならびに関連分野の学理と技術に関する調査、研究をはかるとともに、これの重要性について一般の認識を深めることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。
1. 研究会、研究発表会、講習会などの会合を開くこと。

2. 出版物を編集，発行すること。
3. その他前条の目的を達するために必要と認められること。

第 4 条 本会の事務局は，東京都内におく。

第 2 章 会 員

第 5 条 本会の会員は，個人会員および団体会員の 2 種類とする。

第 6 条 個人会員は，水素エネルギーシステム，またはそれに関連する科学技術にたずさわっているか，あるいはそれに深い関心をよせているもので，委員会で入会を承認されたものとする。

第 7 条 団体会員は，本会の設立趣旨に賛同し，別に定める会費を納入する法人または団体とする。

第 8 条 個人会員は，別に定める会費を納入しなければならない。

第 9 条 個人会員および団体会員に属する者は，本会の催す各種の学術的会合に出席することができる。

第 10 条 会員は，本会の発行する出版物の配布を受ける。

第 11 条 入会を希望する者は，別に定める手続きによって申し込まねばならない。

第 12 条 退会を希望する者は，会長に届けて退会することができる。

第 13 条 会費を 1 か年間滞納した会員は会員としての権利を停止され，督促をうける。督促の期限までに会費の納入がないときは退会させられる。

第 14 条 委員会において理由を明示し，本会の会員として不適當であると決議された会員は退会させられる。

第 3 章 役 員

第 15 条 本会に委員会をおき，本会の運営にあたる。

第 16 条 委員会に委員をおく。委員は個人会員の中から委員会の議を経て選出する。

第 17 条 本会に，会長 1 名をおく。会長は，本会を代表し，委員会の議長となる。

第 18 条 本会に，副会長 2 名をおく。副会長は会長に事故あるとき，会長の任務を代行する。

第 19 条 委員会に幹事若干名をおく。幹事の互選により幹事長をおき，会長の職務を助ける。

第 20 条 会長，副会長，幹事は委員の中から委員会の議を経て選出する。

第 21 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は委員会の議を経て，会長が委嘱する。顧問

は会長の諮問に応じ、適宜意見を述べる。

第 22 条 本会に監事 1 名をおく。監事は委員会の議を経て会長が委嘱する。監事は会計を監査する。

第 23 条 会長、副会長、幹事長、幹事、委員、監事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 4 章 会 議

第 24 条 委員会は、会長がこれを招集する。

第 25 条 委員会は委員の過半数の出席で成立する。委任状による代理出席は、これを認める。議事は出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決める。

第 5 章 会 計

第 26 条 本会の運営に要する経費は、会員の会費、その他の収入をもってあて収支は年 1 回会員に報告するものとする。

第 27 条 本会の資産は、会長が管理する。

第 28 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 会 則 の 変 更 等

第 29 条 本会則の変更は委員会において、委員会の成立条件の他、出席委員の 3 分の 2 の賛成を得なければ行なうことができない。

第 30 条 細則については、委員会の意見をきいて会長が定める。

付 則

本会則は、昭和 48 年 9 月 4 日から施行する。

昭和 57 年 2 月 17 日一部改正。

3-3 本会の活動

研究会

水素製造・利用技術およびエネルギーシステム研究に関する当面の重要課題について研究討論会を年約6回開催する。

団体会員のみを対象とする特別研究会も随時開催する。

研究発表会

我国において進行中の水素エネルギー技術分野における研究成果について発表会を年に1回開催し、一般にも公開する。

講演会・シンポジウムなど

水素エネルギーシステム技術や問題点をひろく一般に普及啓蒙するための講演会、映画会などを随時開催する。また講演会、シンポジウム、海外研究者などを囲んでの懇談会なども随時開催する。

年報その他資料の刊行

年間における研究会の成果などをとりまとめて編集した年報その他の資料を刊行する。

国際活動

国際水素エネルギー協会（IAHE）と緊密な関係を保ち、水素エネルギー技術における研究およびその成果の普及に関する国際交流活動に積極的に寄与する。

3-4 入会案内

1. 要覧，入会申込書は事務局にありますので請求して下さい。
2. まず，入会申込書にご記入のうえ，事務局へお出し下さい。
3. 個人会員の場合は，役員会の承認を経たうえで，入会承認の通知を差上げます。
（半月ないし1か月要する場合があります。）
4. 入会承認の通知とともに，会費納入に関する請求書あるいは振替振込用紙などをお送りします。
5. 会費 個人会費 4,800円/年額
団体会費 1口 60,000円/年額 1口以上
6. 団体会員の特典
 - (1) 定例研究会には何人でも出席出来る。（個人会員の場合は本人以外の出席は認められない）
 - (2) 団体会員だけを対象とした研究会も開催される。
 - (3) 定例研究会等の内容記録・資料の提供サービスを行なう。
 - (4) 海外文献情報等の提供サービスも考慮する。

(昭和57年4月1日より)

新 役 員 (五十音順)

名誉会長	赤 松 秀 雄	(東京大学名誉教授)
会 長	太 田 時 男	(横浜国立大学教授)
副 会 長	栗 田 学	(石川島播磨重工業株式会社技術研究所技師長)
"	古 浜 庄 一	(武蔵工業大学教授)
幹 事 長	若 松 清 司	(工業技術院 電子技術総合研究所制御部長)
幹 事	伊 原 征 治 郎	(工業技術院 電子技術総合研究所エネルギー・ダイナミクス研究室長)
"	太 田 健 一 郎	(横浜国立大学助教授)
"	小 野 修 一 郎	(工業技術院 化学技術研究所エネルギー 化学部第二課長)
"	加 藤 順	(工業技術院 化学技術研究所所長)
"	坂 田 忠 良	(分子科学研究所助教授)
"	高 橋 武 彦	(名古屋大学名誉教授)
"	中 根 正 典	(工業技術院 大阪工業技術試験所水素化学研究室長)
"	花 田 卓 爾	(帝国酸素株式会社機器事業本部副本部長)
"	笛 木 和 雄	(東京大学教授)
"	渡 辺 潔	(出光興産株式会社研究開発室長)
監 事	上 田 隆 三	(東海大学教授)
第一期会長	神 田 英 藏	(東北大学名誉教授)
第二・四・五 期 会 長	赤 松 秀 雄	(東京大学名誉教授)
第三期会長	伏 見 康 治	(日本学会議会長)
顧 問	安 河 内 昂	(日本大学教授)
"	石 坂 誠 一	(工業技術院 院長)
"	押 田 勇 雄	(上智大学教授)
"	茅 誠 司	(東京大学元学長)
"	斯 波 忠 夫	(東京工業大学元学長)
"	鈴 木 三 男	(日本産業技術振興協会専務理事)
"	等 々 力 達	(工業技術院 電子技術総合研究所所長)
"	伏 見 康 治	(日本学会議会長)
"	向 坊 隆	(原子力委員長代理)
"	村 田 浩	(日本原子力研究所顧問)
"	森 英 夫	(三菱電機株式会社常務取締役)
事務局長	多 田 寿 雄	(武蔵工業大学助教授)

(事務局は東京都内におく)

旧 役 員 (五十音順)

会 長	赤 松 秀 雄	(東京大学名誉教授)
副 会 長	太 田 時 男	(横浜国立大学教授)
幹 事 長	古 浜 庄 一	(武蔵工業大学教授)
幹 事	太 田 健 一 郎	(横浜国立大学助教授)
"	小 野 修 一 郎	(工業技術院 化学技術研究所エネルギー-化学部第二課長)
"	加 藤 順	(工業技術院 化学技術研究所所長)
"	栗 田 学	(石川島播磨重工業株式会社 技術研究所技師長)
"	高 橋 武 彦	(名古屋大学名誉教授)
"	中 根 正 典	(工業技術院 大阪工業技術試験所水素化学研究室長)
"	笛 木 和 雄	(東京大学教授)
"	藤 井 欽 二 郎	(工業技術院 化学技術研究所エネルギー-化学部長)
"	若 松 清 司	(工業技術院 電子技術総合研究所システムダイナミクス研究室長)
"	渡 辺 潔	(出光興産株式会社 製造部部長付)
監 事	上 田 隆 三	(東海大学教授)
第一期会長	神 田 英 蔵	(東北大学名誉教授)
第二期会長	赤 松 秀 雄	(分子科学研究所所長)
第三期会長	伏 見 康 治	(日本学術会議会長)
顧 問	安 河 内 昂	(日本大学教授)
"	石 坂 誠 一	(工業技術院 院長)
"	押 田 勇 雄	(上智大学教授)
"	茅 誠 司	(東京大学元学長)
"	斯 波 忠 夫	(東京工業大学元学長)
"	中 島 達 二	(工業技術院 電子技術総合研究所所長)
"	伏 見 康 治	(日本学術会議会長)
"	村 田 浩	(日本原子力研究所前理事長)
"	向 坊 隆	(東京大学学長)
"	百 田 恒 夫	(日本産業技術振興協会副会長)
"	森 英 夫	(三菱電機社長室技師長)
事 務 局	多 田 寿 雄	(武蔵工業大学助教授)

3 - 6 団 体 会 員 一 覧

(申 込 順 5 7 年 3 月 3 1 日 現 在)

団 体 名	住 所 ・ 電 話	入 会 責 任 者
1 石川島播磨重工業(株)	135 江東区豊洲 3-2-16 (534)2251	取締役技術本部長 藤 田 勇 一
2 岩 谷 産 業 (株)	541 大阪市東区本町 4-1 06(271)1212	技 術 部 長 能 宗 清 人
3 大阪瓦斯(株)総合研究所	554 大阪市此花区西島 6-19-9 06(462)1451	計 画 チ ー ム 石 丸 公 生
4 大 阪 水 素 工 業 (株)	660 尼崎市大高洲町 10 06(409)1081	取締役総務部長 益 野 俊 行
5 川 崎 重 工 業 (株)	136 江東区南砂 2-4-25 (645)1111 ex 282	鉄構設計室第2班課長 植 田 啓 介
6 昭 和 電 工 (株)	105 港区芝大門 1-13-9 (432)5111	技術工営部部长 岡 田 昇
7 (有)新三国機械製作所	532 大阪市淀川区新高 3-6-10 06(394)0671	代表取締役 坂 本 旭
8 (株) 鈴 木 商 館	102 千代田区麴町 3-1 (265)5211	営業管理部次長 鈴 木 敏 夫
9 大 同 酸 素 (株)	542 大阪市南区鰻谷中之町 72-1 06(252)1381	常務取締役 平 井 利 弘
10 東京瓦斯(株)技術研究所	105 港区芝浦 1-16-25 03(452)2211	所 長 片 岡 宏 文
11 東 〓 (株)	103 中央区日本橋室町 2-2 (245)5667	研究開発企画部主任部員 美 馬 宏 三
12 日 本 鋼 管 (株)	100 千代田区丸の内 1-2-2 (212)7111	技 術 部 長 梶 井 銀 三 郎
13 日 本 酸 素 (株)	210 川崎市幸区塚越 4-320 044(522)3251	技術本部開発部主査 岡 田 英 武
14 日 立 造 船 (株)	100 千代田区一ツ橋 1-1 (213)6611	開発事業本部原子力部長 田 島 義 弘
15 富 士 電 機 製 造 (株)	100 千代田区有楽町 1-12-1 (211)7111	技術企画本部主査 杉 田 忠 男
16 三 井 液 化 ガ ス (株)	252 神奈川県綾瀬市吉岡新道前 305 0467(78)8711	研究所部長 中 山 幹 文
17 松 下 技 研	214 川崎市多摩区東三田 3-10-1 044(911)6351	研究助成部 青 山 章 光
18 松下電器産業(株) 中央研究所	570 大阪府守口市八雲中町 3-15 06(909)1121	研究所次長 福 田 雅 太 郎

団 体 名	住 所 ・ 電 話	入 会 責 任 者
19. 三 菱 重 工 業 (株)	100 千代田区丸ノ内2-5-1 (212)3111	技術本部技術管理部部長 長 野 隆 治
20. 鈴 木 自 動 車 工 業 (株)	432 静岡県浜名郡可美村高塚300 -91 0534(47)1111 内 286	取締役二輪設計部長 川 原 文 明
21. 東 京 電 力 (株) 技術開発研究所	100 千代田区内幸町1-1-3 03(501)8111	所 長 三 井 恒 夫
22. (株)東理社関東営業所	332 川口市青木3-5-1 0482(55)2012	取締役会長 河喜多 能 正
23. 東 亜 燃 料 工 業 (株) 中央研究所	354 埼玉県入間郡大井町鶴ヶ岡175 0492(64)4466	所 長 和 田 昭 三
24. 新 日 本 製 鉄 (株) 研 究 開発本部基礎研究所	211 川崎市中原区井田1618 044(777)4111	調整課長 湯 川 憲 一
25. 理 学 電 機 (株)	101 千代田区神田駿河台2-8 瀬川ビル (295)3311	取締役社長 志 村 晶
26. 中 部 電 力 (株) 総合技術研究所	459 名古屋市緑区大高町字北関山 20-1 052(621)6101	総合技術研究所長 秋 山 直 文
27. 関 西 電 力 (株) 総合技術研究所	661 尼崎市若王寺3-11-20 06(491)0221	総合技術研究所長 村 野 正 男
28. 日 本 真 空 技 術 (株) 超材料研究所	289 千葉県山武郡山武町横田523 -12 04758(9)0131・0132	取締役所長 伊 藤 昭 夫
29. (株)シーアイ・ エネルギーカイハツ	107 港区北青山2-5-1 伊藤忠ビル 03(497)8126~8	業務室室長 青 田 和 夫
30. 東 海 大 学 総 合 研 究 機 構	151 渋谷区富ヶ谷2-28-4 03(467)2211	学務局研究計画部長 坂 田 俊 文
31. (株) ミ ッ ウ ロ コ	103 中央区日本橋本町3-5 03(279)6311	開発本部 野 村 幸
32. 日 本 ス テ ン レ ス (株)	160 新宿区本塩町8-2 住友生命 四谷ビル内 03(358)2511	技 術 部 長 伊 東 直 也
33. 帝 国 酸 素 (株)	105 港区虎ノ門1-15-12 日本瓦斯 協会ビル内 03(502)0551	機器事業本部副本部長 花 田 卓 爾
34. 美 浜 (株)	107 港区赤坂3-3-3 03(586)3131(代)	取 締 役 対 木 彰
35. 旭 硝 子 (株)	100 千代田区丸の内2-1-2 03(218)5630	主 席 技 師 高 木 駿
36. 日 本 コ ン ベ ン シ ョ ン サ ー ビ ス (株)	100 千代田区内幸町2-2-1 03(508)1211	国際会議部長 黒 川 幸 史

4. 本 会 会 告

4-1 昭 和 5 6 年 度 委 員 会 報 告

第1回委員会(56年5月14日)

- (1) 56年6月1日より事務局を武蔵工業大学へ移転することが決り、多田寿雄氏(武蔵業大学)を事務局長として承認した。
- (2) 次回(第34回)定例研究会について協議した。

第2回委員会(56年7月24日)

- (1) 昭和55年度決算報告が承認された。
- (2) 次回(第35回)定例研究会について協議した。

第3回委員会(56年9月24日)

- (1) 昭和56年12月8日、9日にセミナーを開催することが決議された。
- (2) 次回(第36回)定例研究会について協議した。

第4回委員会(56年11月26日)

- (1) セミナー開催準備の中間検討がされた。
- (2) 次回(第37回)定例研究会について協議した。

第5回委員会(57年2月17日)

- (1) セミナー経理報告があり、承認された。
- (2) 昭和58年度事業計画について検討した。
- (3) 昭和58年度役員人事について協議した。
- (4) HESS要覧の一部改正が採択された。
- (5) 次回(第38回)定例研究会について協議した。

4-2 会則の一部改正について

昭和57年2月17日の委員会において本会会則の一部が改正になりました。改正箇所は下記の通りです。

旧	改正
第4条	第4条 本会の事務局は、東京都内におく。
第15条 本会に委員会をおく。	第15条 本会に委員会をおき、本会の運営にあたる。
第16条 委員会は、本会の運営にあたる。	第16条 委員会に委員をおく。委員は個人会員の中から委員会の議を経て選出する。
第18条 本会に、副会長1名をおく。副会長は会長に事故あるとき、会長の任務を代行する。	第18条 本会に、副会長2名をおく。副会長に会長に事故あるとき、会長の任務を代行する。
第19条 本会に、幹事若干名をおく。幹事は会長の職務を助ける。	第19条 委員会に幹事若干名をおく、幹事の互選により幹事長をおき、会長の職務を助ける。
第21条	第20条
第22条	第21条
第23条 本会に監事2名をおく。監事は委員会の議を経て会長が委嘱する。監事は会計を監査する。	第22条 本会に監事1名をおく、監事は委員会の議を経て会長が委嘱する。監事は会計を監査する。
第24条 会長、副会長、幹事、委員、監事の任期は2年とし、再任を妨げない。	第23条 会長、副会長、幹事長、幹事、委員、監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
第25条 委員会は、全委員をもって構成し、原則として、年4回会議を開く。	削 除
第26条 委員会は、会長が招集する。	第24条 委員会は、会長がこれを招集する。
第27条	第25条
第28条	第26条
第29条	第27条
第30条	第28条
第31条	第29条
第32条	第30条

4 - 3 創立10周年記念行事について

本会も明年（昭和58年8月）で創立10周年を迎えることになりました。
昭和58年9月を中心に、記念事業として、研究発表会等を開催致します。